共通経費の配賦			共通経費の配賦		
雇用勘定	一般勘定未収金	5,894,551	一般勘定	雇用勘定未払金	5,894,551
	労災勘定未収金	34,135,297	労災勘定	雇用勘定未払金	34,135,297
小計		40,029,848	小計		40,029,848
合計		42,546,875	合計		42,546,875

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習に関する公告

○国立研究開発法人　産業技術総合研究所公告第四十五号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、一般計量特別教習について次のように公告する。

平成二十七年十月二十日　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間　平成二十八年一月七日から平成二十八年三月四日まで

三　教習会場　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに一般計量士になろうとする者に必要な技術及び実務

五　募集定員　四十名

六　受講申請書の提出期限　平成二十七年十一月二十日（必着）
ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。

七　受講申請書の提出先
国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

八　提出書類（各一通）
1　履歴書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
2　受講申請書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）
3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもの。裏面に氏名を自署し、履歴書に貼付すること）
4　一般計量教習の修了証書の写し又は修了証明書の写し
5　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百五十円切手を貼付のこと）

九　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十　その他
国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センターのホームページ　http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量特別教習（騒音・振動関係）及び環境計量特別教習（濃度関係）に関する公告

○国立研究開発法人　産業技術総合研究所公告第四十六号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量特別教習（騒音・振動関係）及び環境計量特別教習（濃度関係）について次のように公告する。

平成二十七年十月二十日　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間
1　環境計量特別教習（濃度関係）　平成二十八年一月七日から平成二十八年二月二十六日まで
2　環境計量特別教習（騒音・振動関係）　平成二十八年二月二十九日から平成二十八年三月十五日まで

三　教習会場　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な技術及び実務

五　募集定員
1　環境計量特別教習（濃度関係）　三十名
2　環境計量特別教習（騒音・振動関係）　二十名

六　受講申請書の提出期限　平成二十七年十一月二十日（必着）
ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。

七　受講申請書の提出先
国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

八　提出書類　濃度関係及び騒音・振動関係ごとに各一通
1　履歴書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
2　受講申請書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）
3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもの。裏面に氏名を自署し、履歴書に貼付すること）
4　一般計量教習の修了証書の写し又は修了証明書の写し
5　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百五十円切手を貼付のこと）

九　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十　その他
国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センターのホームページ　http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第47号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成27年10月２日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成27年10月20日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第N151号
2．名称　株式会社オーバル
3．住所　東京都新宿区上落合三丁目10番８号
4．特定計量器の種類　燃料油メーター

1．承認番号　第N152号
2．名称　株式会社山梨オーバル
3．住所　山梨県甲府市善光寺１丁目27―25
4．特定計量器の種類　燃料油メーター